

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

7月16日発行
vol.705

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

三条市からのお知らせ

7月20日(日)投開票

第27回参議院議員通常選挙 不在者投票について

- 期限 **7月19日(土)**
- 時間 **午前8時30分～午後8時**
- 場所 三条市選挙管理委員会事務局
(三条市役所第二庁舎1階101会議室)



目次

●被災自治体News

南相馬市	2
浪江町	10

●新潟県

・県外避難者の受入状況	16
-------------	----



南相馬市からのお知らせ

お盆期間中の市内医療機関休診日のお知らせ

7月16日HP更新

お盆期間中の市内医療機関の休診日・時間の予定をお知らせしますので、ご活用ください。

お盆期間中の 休診日 のご案内 (休診 休 休日当番 休日当番)											
※診療時間に変更がある可能性があります。 また、医療機関によって予約制の診療科もありますので、あらかじめ医療機関にご確認ください。											
	医療機関名	電話番号	9日 (土)	10日 (日)	11日 (月)	12日 (火)	13日 (水)	14日 (木)	15日 (金)	16日 (土)	備考
小高区	今村医院	26-5777		休	休	休			休		
	小高診療所	44-2025	休	休	休					休	
	半谷医院	44-2020	休	休	休			休	休	休	
	もんま整形外科医院	44-1800	休	休	休		休	休	休	休	
鹿島区	鹿島厚生病院	46-5125	午後休診 ※	休	休					休	※受付11:30まで
	絆診療所	26-9699		休	休		休	休	休	休	
	田村内科医院	46-1233	午後休診	休	休	午後休診	休	休	休	休	
	ほりメンタルクリニック	32-0207	午後休診	休	休			午後休診	休	午後休診	
原町区	石原クリニック	22-2212		休	休	休	休	休	休	休	
	うめだ腎泌尿器科	23-6610	午後休診	休	休		午後休診	休	休	休	
	大町病院	24-2333	午後休診	休	休				休	午後休診	
	おがたメンタルクリニック	26-6363		休	休		休	休	休	休	
	おのだ内科クリニック	22-8811	午後休診	休	休		休	休	休	休	
	小野田病院	24-1111	休	休	休		午後休診			休	
	こいずみクリニック	22-6001	休	休	休		休	休	休		
	小林眼科医院	24-1234		休	休		休	休	休		
	駒場内科医院	32-0226	午後休診	休	休日当番医	休	休	休	休	休	
	しいな脳神経外科クリニック	23-1747	午後休診	休	休		午後休診	休	休	休	
	志賀医院	24-3666	午後休診	休	休	休		休	休	休	
	しんどうクリニック	22-0600		休	休		休日当番医	休	休	休	
	高野眼科医院	23-3745	午後休診	休	休		休	休	休	休	
	たなベクリニック	25-4353	休	休	休		休	休	休	休	
	ときわ整形外科	25-4114		休日当番医	休		休	休	休	休	
西潤マタニティクリニック	24-2424		休	休		休	休	休			

次ページへ続きます

	医療機関名	電話番号	9日 (土)	10日 (日)	11日 (月)	12日 (火)	13日 (水)	14日 (木)	15日 (金)	16日 (土)	備考
原 町 区	はらまち心療内科クリニック	23-1134		休	休		休	休	休		
	はらまちスマイルクリニック	26-9021	休	休	休	休		午後休診		※	休診8/6~8/12 ※午後予防接種のみ
	ひぐちクリニック	25-2622		休	休		休	休	休	休	
	雲雀ヶ丘病院	23-4166	午後休診	休	休					午後休診	
	ふりど循環器科	23-3113	午後休診	午後休診			休	午後休診	休日当番医	午後休診	原則予約制
	マルイ眼科	24-0101		休	休		休	休	休		
	三澤整形外科スポーツクリニック	25-0022		休	休						
	三澤内科ハートクリニック	25-3511		休	休		休	休日当番医	休	休	
	南相馬中央医院	24-3355	午後休診	休	休		休	休	休	休	
	南相馬市立総合病院	22-3181	休	休	休					休	
	レディースクリニックはらまち	22-2001	休	休	休	休	休	休	休	休	
	若盛耳鼻咽喉科医院	23-3387	休	休	休	休	休	休	休	休	
	亘理医院	23-2365	休	休	休					休	

問い合わせ

健康福祉部 健康政策課 地域医療推進係

TEL 0244-24-5259



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>



または YouTube ライブ配信

<https://youtu.be/C6nEBjP7SOY>



今週の番組

番組内容 [7/11~7/18]

- 毎時 00分~ オープニング&今週の番組
- 01分~ 政府広報オンライン 「戸籍へのフリガナ記載篇」/
南相馬市長 7月定例記者会見
- 10分~ 南相馬市中学生海外研修報告会 シンガポール編 part1
- 43分~ 政府広報オンライン 「戸籍へのフリガナ記載篇」/
四季百景~南相馬山紫水明の間から~
- 49分~ サマースクラッチキャンペーンのお知らせ
- 51分~ マイ避難ノート
- 57分~ 医療・介護保険の減免についてのお知らせ
- 59分~ 気をつけろ 万引き
- 59分~ 7月休日当番医/リクエストアワー



みゆーまくん

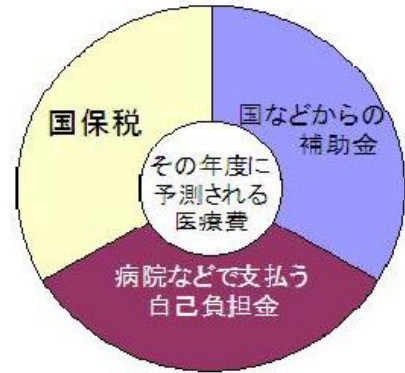
国民健康保険税の決め方

7月9日HP更新

国民健康保険税(国保税)とは

その年度に予測される国保加入者分の医療費から、国や市などからの補助金、病院などで支払う自己負担金を差し引いた額がその年度の国保税の総額になります。

1世帯の国保税額は、世帯内の国保加入者の所得額や、国保加入者の人数に一定の税率(税額)を乗じて計算した額に、1世帯あたりの負担額を加算して計算します。



国保税の課税のしかた

■ 国保税は、世帯主が納税義務者になります

国保税は、原則として、国保の被保険者である世帯主が納税義務者になります。

なお、世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯内に国保加入者がいる場合、その世帯主(擬制世帯主)が納税義務者になります。

■ 国保税は、被保険者の年齢によって課税の仕方が変わります

国保税は『医療分』・『後期高齢者支援金分』・『介護分』の3区分の合計で算定しますが、年齢によって課税される区分が異なります。

● 40歳未満の方

「医療分」・「後期高齢者支援金分」が課税されます。

● 40歳以上65歳未満の方

「医療分」・「後期高齢者支援金分」・「介護分」が課税されます。

● 65歳以上の方

「医療分」・「後期高齢者支援金分」が課税されます。

また、国保税のほかに介護保険料を納付することになります。

次ページへ続きます 

国保税の計算方法

国保税は『医療分』・『後期高齢者支援金分』・『介護分』の3区分の合計で算定します。各区分の計算については、該当する被保険者の所得・人数などで計算します。

1. 所得割額の計算方法

総所得金額等から基礎控除の43万円を差し引いた額にそれぞれの税率をかけて計算します。

注意 国保税の総所得金額等とは、扶養控除や社会保険料控除などの控除を引く前の金額です。

2. 均等割額の計算方法

国保に加入している方1人につき、税額をかけて計算します。

3. 平等割額の計算方法

1世帯につき、税額をかけて計算します。

令和7年度国民健康保険税 按分率(税率)と課税限度額

区分	課税の基礎	医療分 (被保険者全員)	後期高齢者 支援金分 (被保険者全員)	介護分 (40歳～64歳)
所得割	令和6年分の総所得金額等から43万円を控除した金額 (被保険者1人ごとに計算します。)	5.8%	1.8%	1.3%
均等割	加入者1人につき	21,800円	6,800円	6,200円
平等割	1世帯につき	13,600円	4,200円	3,000円
1世帯の課税限度額		660,000円	260,000円	170,000円

国保税の軽減

1. 低所得世帯に対する国保税の軽減

世帯主とその世帯の被保険者の総所得金額等の合計額が基準額以下の場合、年間国保税のうち均等割額と平等割額をそれぞれ7割・5割・2割軽減する制度があります。

軽減を判定する際には、国保に加入していない世帯主の所得も判定基準額に含めて判定します。

また、軽減を受けるためには、世帯全員の所得申告が必要です。所得が不明(未申告)な場合は軽減の対象になりません。

申告がまだお済みでない方は、早めに申告してください。

次ページへ続きます 

軽減世帯の所得基準額

軽減割合	世帯主および被保険者の総所得金額等の合計額
7割	43万円+10万円×(給与・公的年金等所得者の数-1)以下
5割	43万円+30万5千円×被保険者の数+10万円×(給与・公的年金等所得者の数-1)以下
2割	43万円+56万円×被保険者の数+10万円×(給与・公的年金等所得者の数-1)以下

- (1) 65歳以上(昭和35年1月1日以前生まれ)の年金所得者は、年金所得から15万円(年金所得が15万円未満の場合は全額)が控除されます。
- (2) 土地や家屋等の譲渡所得については、特別控除を差し引く前の金額で計算されます。
- (3) 事業所得については、専従者控除(専従者給与)を差し引く前の金額で計算されます(専従者本人の給与所得としてみなしません)。
- (4) 被保険者の数については、国保から後期高齢者医療制度の被保険者になった方で、以後、世帯主が変わることなく継続してその世帯にいる方も含みます。また、軽減に該当するかどうかが判定する所得は、所得割を算出する際の所得とは異なります。
- (5) 給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金等所得者(65歳未満:公的年金等の収入が60万円を超える方。65歳以上:公的年金等の収入が125万円(15万円特別控除を含む)を超える方)の数が2人以上の場合に計算します。

令和7年度 国民健康保険税 軽減額

区分		医療分	後期高齢者支援金分	介護分
7割軽減	均等割	15,260円	4,760円	4,340円
7割軽減	平等割	9,520円	2,940円	2,100円
5割軽減	均等割	10,900円	3,400円	3,100円
5割軽減	平等割	6,800円	2,100円	1,500円
2割軽減	均等割	4,360円	1,360円	1,240円
2割軽減	平等割	2,720円	840円	600円

2. 後期高齢者医療制度への移行に伴う国保税の軽減

- (1) 75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の方が国保に継続して加入する場合、前年度に税額の軽減を受けていた世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、これまでと同じ軽減を受けられます。
 - 国保の軽減判定について、世帯構成が変わらない限り、後期高齢者医療制度に移行した方も含めて行います。
 - 国保の被保険者が1人となる場合、平等割について5年を経過するまで半額、以後8年を経過するまで1/4が軽減されます。

次ページへ続きます 

(2)75歳以上の方が社会保険や共済組合などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行し、その被扶養者(65歳から74歳)が国保に加入する場合、下記の軽減を受けられます。

- 所得割については、当分の間、所得状況にかかわらず課税されません。
- 均等割について、資格取得月以降2年間、半額に軽減されます。
- 国保加入者が1人だけの場合、平等割についても資格取得月以降2年間、半額に軽減されます。

注意 すでに低所得世帯に対する軽減制度で7割・5割の軽減を受けている場合、半額以上の軽減がされているため、均等割・平等割の半額の軽減については適用されません。

軽減に該当する世帯には、軽減後の税額で納税通知書を送付します。

未就学児に係る均等割額の軽減

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割額の軽減措置を行います。また、子育て世代への経済的負担の軽減の観点から、一律に未就学児の均等割額の1/2が軽減されます。

そのため、被保険者の皆さんに申請していただく必要はありません。すでに、低所得者の均等割軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割額の1/2を軽減します。

1. 軽減の対象者

国民健康保険に加入する未就学児(6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者)令和7年度分については、平成31年4月2日以降に生まれた方となります。

2. 未就学児に係る均等割額の軽減

	均等割額		未就学児軽減分		未就学児軽減後均等割額	
	医療分	支援金分	医療分	支援金分	医療分	支援金分
7割減世帯	6,540円	2,040円	3,300円	1,100円	3,240円	940円
5割減世帯	10,900円	3,400円	5,500円	1,700円	5,400円	1,700円
2割減世帯	17,440円	5,440円	8,800円	2,800円	8,640円	2,640円
軽減なし世帯	21,800円	6,800円	10,900円	3,400円	10,900円	3,400円

未就学児均等割額後の税額が課税限度額を超えている場合は、課税限度額が税額となります。

税額端数処理(100円未満切り捨て)のため、軽減後均等割額が異なる場合があります。

次ページへ続きます 

18歳未満の子どもがいる世帯の均等割の免除

18歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者の、医療分および後期高齢者支援金分に係る均等割を免除します。

令和7年度分については、平成19年4月2日以降に生まれた方が対象です。

なお、免除期間は令和8年度までです(平成30年度から始まった市独自の免除です)。

	医療分		後期高齢者支援	
	適用前	適用後	適用前	適用後
所得割	5.8%	5.8%	1.8%	1.8%
均等割	21,800円	0円	6,800円	0円
平等割	13,600円	13,600円	4,200円	4,200円

注意 ただし、「南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例」による減免に該当する世帯は、当該減免を優先します。また、算定結果から均等割を免除した額に課税限度額を適用するため、算定結果が課税限度額を大きく超える世帯については、均等割額と同じ額の減免がなされない場合があります。

非自発的失業者に対する軽減措置

非自発的失業(倒産や解雇、雇い止めなどによる離職)により、国民健康保険へ加入する方の国保税について、失業(離職)から一定の期間、前年の給与所得を30/100で算定します。

■ 対象となる方(次の2つの要件すべてを満たす方)

(1) 失業時に65歳未満の方

(2) 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが以下に該当する方

【対象となる理由コード】 ●特定受給資格者…… 11・12・21・22・31・32

●特定理由離職者…… 23・33・34

■ 国保税の軽減期間

離職日の翌日から翌年度末

■ 申告方法 (申告窓口:本庁市民課保険年金係または各区市民総合サービス課)

雇用保険受給資格者証および印鑑(国保に加入済の方は保険証も)を持参のうえ、申告してください。

注意 非自発的失業者に対する負担軽減措置は、高額療養費の自己負担限度額等にも影響する場合があります。

▶ 特例対象被保険者等申告書 [PDF]

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/5/20240619_g6xle.pdf



次ページへ続きます 

月割課税

次の場合には、月割課税の対象となります。

1. 年度の途中で国保に加入・喪失した場合

年度の途中で国保に加入した場合は、届出をした月からではなく、国保の資格を取得した月から3月までの月数で国保税を月割計算をします。

また、脱退した場合は前月分までの月割計算となります。

■他市町村から転入された方の場合

転入された方の国保税を算出する場合、所得割額の算出基礎となる前年中の所得額を前住所地の市区町村に照会します。

この場合、所得額が判明するまでの期間は、暫定的に課税し、所得額が確認でき次第、税額を再計算しますので、後日、税額が変更される場合があります。

2. 年度の途中で年齢が40歳または65歳に達する方が世帯内にいる場合

年度の途中で年齢が40歳に達する方がいる場合は、達した月(誕生日の前日の属する月)から介護分がかかります。

また、65歳に達する人がいる場合は、達する月の前月まで国保税としての介護分がかかります。

3. 年度の途中で年齢が75歳に達する方が世帯内にいる場合

年度の途中で年齢が75歳に達する方がいる場合、その方の国保税については、75歳となる月の前月分までで計算します。

75歳となった月以後は、後期高齢者医療制度に移行するため、国保税は課税されませんが、後期高齢者医療保険料を負担していただきます。

遡及課税

国保税は、資格を取得した月から課税されます。

加入の届出が遅れてしまった場合でも、届出をした月から課税されるのではなく、国保の資格を取得した月(社会保険等の喪失日または転入した日の属する月)までさかのぼって国保税が課税されることとなります。

例えば、

退職等で社会保険など他の健康保険が切れているのに届出をせず、2年経ってから国保加入を届け出た場合には、国保加入日は2年前の退職日の翌日となり、国保税もその期間に応じて過年度分として課税されます。

国保の加入・脱退の手続きは、本人が行うものです(会社などで代行はしません)。異動が生じた場合は、14日以内に本庁市民課保険年金係、または各区市民総合サービス課で手続きを行ってください。

問い合わせ

総務部 税務課 市民税係

TEL 0244-24-5226



浪江町からのお知らせ

帰還困難区域における立入規制緩和区域の設定について

7月15日HP更新

帰還困難区域における次の立入規制を緩和しました。

立入規制緩和区域では、一時立入通行証の申請は不要となります。

立入規制緩和区域の設定日

令和7年7月15日(火)午前10時

立入規制緩和区域

- 津島稻荷神社アクセス道路
- 長安寺広谷地墓地
- 大堀後畑墓地
- 大堀西原墓地
- 井手唐沢墓地
- 井手山田前墓地

▶ 立入規制緩和区域 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/23160.pdf>



問い合わせ

企画財政課 企画調整係

TEL 0240-34-0240

特定帰還居住区域に準備宿泊をされる方へ

7月15日HP更新

特定帰還居住区域の準備宿泊について

避難指示が解除された場合にふるさとでの生活を円滑に再開するための準備作業を行っていただくため、本来、避難指示区域内では禁止されている自宅などでの宿泊を希望される住民の方々について、登録手続きを行っていただいた上で特例的に可能にするものです。

準備宿泊の事前確認

宿泊を希望される場合は、事前の要件確認と国への協議承認が必要となることから、お早めにご連絡ください。

- 受付開始日 7月15日(火)
- 受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分
- 連絡先 **TEL 0240-34-0240**(企画財政課 企画調整係)

※ 土・日、祝日、年末年始は受け付けを休止いたします。

準備宿泊の立入申請

準備宿泊の事前確認後、立入申請をしてください。

- 受付開始日 7月15日(火)
- 受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分
- 連絡先 **TEL 0240-23-6610**(防災交流センター)

※ 土・日、祝日、年末年始は受付を休止いたします。

準備宿泊のしおり

- ▶ 特定帰還居住区域 準備宿泊のしおり[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/23254.pdf>

次ページへ続きます 

よくあるご質問

■作物等の摂取および出荷などにあたっての放射線量の検査

現在でも販売目的でなければ、帰還困難区域であっても、浪江町役場本庁または津島支所で食品検査を受けることができます。なお、出荷については、県の相双農林事務所双葉農業普及所と連携しモニタリングを実施し出荷に向けた指導をしていきます。また、帰還困難区域内を含め摂取制限となっている食品については、改めて注意喚起を行います。

■井戸の復旧について

拠点区域内で井戸をご利用になる方については、国庫補助事業（福島再生加速化交付金）などを活用して、町が整備いたします。井戸設置後の使用に関する費用は住民の皆さんにご負担いただくこととなります。整備をご希望の方は町の住宅水道課までご連絡ください。国との協議が整い次第、随時整備を進めさせていただきます。

- 連絡先：住宅水道課 上下水道係 **TEL** 0240-34-0231

■浄化槽の清掃

合併処理浄化槽の清掃を環境省が1回限り無償で実施いたします。また、新たに設置する場合は補助金がありますので、着工前に町の住宅水道課までご相談ください。

▶ 浪江町合併処理浄化槽設置整備事業補助金

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/23/21106.html>



- 連絡先：株式会社安藤・間コールセンター **☎** 0120-830-234
住宅水道課 料金会計係 **TEL** 0240-34-0234

■生鮮食品等を扱う買い物施設について

買い物は、イオン浪江店・道の駅なみえ・コンビニエンスストア（町内4カ所）などをご利用いただけます。詳細は下記のリンクをご確認ください。

▶ 浪江町内で営業している事業所・お店

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/7/chonai-list.html>



次ページへ続きます 

■鳥獣被害対策について

準備宿泊期間中は環境省、避難指示解除後は、町が捕獲などの鳥獣被害対策を実施します。宅地周囲への防護柵の設置に対する補助がありますので、町の住宅水道課までお問い合わせください。また、家庭菜園向けの有害鳥獣被害対策補助もありますので、町の農林水産課までお問い合わせください。

▶ 浪江町住宅等鳥獣被害対策事業補助金

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/23/19530.html>



- 連絡先: 住宅水道課 住宅係 **TEL 0240-34-0232**

▶ 浪江町家庭菜園向け有害鳥獣対策事業補助金

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/29/36301.html>



- 連絡先: 農林水産課 農林水産係 **TEL 0240-34-0246**

■防災行政無線戸別受信機

災害に関する情報などを防災行政無線で提供しています。屋外のスピーカーが聞き取りにくい場合に備えて、戸別受信機を無償貸与いたします。

▶ 防災行政無線戸別受信機貸出について

<https://www.town.namie.fukushima.jp/site/bosai/16375.html>



- 連絡先: 総務課 防災安全係 **TEL 0240-34-0229**

■防犯防火体制について

双葉警察署浪江分庁舎が町内を24時間巡回し、防犯・警戒活動を行っています。また、消防車両・浪江町防犯見守り隊・警備会社が町内を巡回し警戒に当たります。救急・消防に備えて浪江消防署が24時間緊急出動できる体制をとっています。

- 連絡先: 双葉警察署浪江分庁舎 **TEL 0240-34-2141** 110番
災害情報専用テレホンサービス **TEL 0240-26-0366** 119番

問い合わせ

企画財政課 企画調整係

TEL 0240-34-0240

令和7年度国民健康保険税の減免について

7月15日HP更新

東日本大震災等による被災者に対する令和7年度国民健康保険税を以下のとおり、減免します。

なお、一部地域(以下**3の区域**)において、減免基準が見直しになりました。

対象者

浪江町が行う国民健康保険の世帯主が平成23年3月11日時点で以下に該当する世帯

1. 令和6年3月31日までに避難指示区域(※1)の指定が解除されていない区域に住所を有していた人
2. 平成29年1月1日から令和6年3月31日までに避難指示区域(※1)の指定が解除された区域に住所を有していた人
3. 平成28年1月1日から平成28年12月31日までに避難指示区域(※1)の指定が解除された区域に住所を有していた人

注意 上記1以外の区域は、**上位所得世帯(※2)に該当する場合は減免対象外**となります。
なお、世帯主が原発事故に伴う被災を受けていない場合も減免対象外となります。

※1 避難指示区域

福島第一原子力発電所事故により、国が避難指示区域の指定を行った区域

※2 上位所得世帯

世帯に属する被保険者の令和6年中の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

減免額

- 上記1、2に該当する区域…………… 全額減免
- 上記3に該当する区域…………… 2分の1減免

前年所得の未申告者について

国民健康保険加入者で住民税未申告者がいる世帯(上記1の区域以外)は、減免要件の判定(上位所得判定)ができないことから、国民健康保険税の減免対象外となります。

なお、申告した結果減免要件を満たしている場合には、さかのぼって減免対象となりますので、必ず申告を済ませるようにお願いします。

問い合わせ

住民課 課税係

TEL 0240-34-0224

大堀相馬焼の陶器市・大せとまつり

6月7日(土)・8日(日)、大堀相馬焼の陶器市「大せとまつり」が大堀地区の陶芸の杜おおぼりで開催されました。

半谷窯、錨屋窯、休閒窯、松永窯、京月窯の5窯元の皆さんが避難先から集まって焼き物を販売し、2日間で約2500人が来場しました。

大せとまつりは震災の影響で一時途絶えていましたが、2023年、陶芸の杜再開にあわせて13年ぶりに復活しました。



請戸漁港でホッキ貝の漁解禁

相双漁協のホッキ貝の漁が6月、解禁されました。

請戸漁港でも連日たくさんのホッキ貝が水揚げされており、来年1月末まで漁が行われる予定です。

相双漁協請戸支部によると、請戸産のホッキは大粒で味が濃いのが特徴です。ホッキ飯や味噌煮、刺身などにすると美味しくいただけます。



アユの稚魚放流体験

道の駅なみえ裏の請戸川で、子どもたちによるアユの稚魚放流体験が行われました。

今回は、なみえ創成小となみえにじいろこども園の園児・児童と保護者約30人が参加し、アユの稚魚計100キロをバケツから放流しました。

放流したアユは、請戸川で大きく育ち、秋に産卵します。この卵からふ化した稚魚は海へ下って冬を越し、来春、請戸川をそ上します。

アユの稚魚放流は震災の影響で途絶えていましたが、3年前に再開して以来、毎年開催されています。



県外避難者の受入状況

■市町村把握分

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
新潟市	707	燕市	48	聖籠町	-
長岡市	161	糸魚川市	3	弥彦村	7
三条市	51	妙高市	5	田上町	-
柏崎市	410	五泉市	16	阿賀町	-
新発田市	123	上越市	22	出雲崎町	-
小千谷市	7	阿賀野市	29	湯沢町	7
加茂市	9	佐渡市	21	津南町	-
十日町市	11	魚沼市	2	刈羽村	21
見附市	14	南魚沼市	-	関川村	-
村上市	30	胎内市	26	粟島浦村	-
		合計	1,730		

令和7年6月30日現在

区分	人数
1 公営住宅・雇用促進住宅等	4
2 借上げ仮設住宅	21
3 賃貸住宅・持家・親戚知人宅等	1,705
1+2+3(市町村把握分)	1,730
4 病院	0
5 社会福祉施設	3
合計	1,733

(前月 1,730)

(前月 1,733)

問い合わせ

防災局 防災企画課 防災事業係

TEL 025-282-1606

避難先住所等の届出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。あわせて、避難元自治体への連絡もお願いします。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ **避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)**

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2025.7.16現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	12	30
原町区	3	3
南相馬市 計	15	33
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	22	51

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511